

名古屋市教育委員会臨時会

平成25年11月11日

午後2時

教育委員会室

議 案

- 第84号議案 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について
第85号議案 名古屋市教育委員会表彰について
第86号議案 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
第87号議案 名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正について
第88号議案 平成25年度補正予算について
第89号議案 契約の締結について
第90号議案 財産の処分について
第91号議案 指定管理者の指定について
第92号議案 指定管理者の指定について
第93号議案 指定管理者の指定について
第94号議案 指定管理者の指定について
第95号議案 指定管理者の指定について
第96号議案 指定管理者の指定について
第97号議案 指定管理者の指定について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委員
梶 田 知 委員
福 谷 朋 子 委員

古川 隆 委 長

下田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員28名

(野田委員長)

ただ今から、教育委員会臨時会を開催いたします。最初にお諮りいたします。第85号議案から第97号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。会議録につきましても、第85号議案は非公開とし、第86号から第97号議案は議会に上程されるまでの間に限り、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第84号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

本市では、勉学の意欲がありながら、経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等に入学するために必要な学資として、入学準備金を貸与しています。改正内容は、入学準備金を貸与する時に、借受者には連帯保証人を立てることをお願いしておりますが、連帯保証人が死亡した場合又は連帯保証人の変更をする必要が生じた場合の手続を定めるものです。よろしくご審議をお願いします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第84号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第85号から第97号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後2時31分終了

名古屋市教育委員会臨時会

平成25年11月11日

午後2時

教育委員会室

議 案

- 第84号議案 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について
第85号議案 名古屋市教育委員会表彰について
第86号議案 名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
第87号議案 名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正
について
第88号議案 平成25年度補正予算について
第89号議案 契約の締結について
第90号議案 財産の処分について
第91号議案 指定管理者の指定について
第92号議案 指定管理者の指定について
第93号議案 指定管理者の指定について
第94号議案 指定管理者の指定について
第95号議案 指定管理者の指定について
第96号議案 指定管理者の指定について
第97号議案 指定管理者の指定について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

古 川 隆 委 長

下 田 一 幸 教 育 長

教育次長始め、事務局職員28名

(野田委員長)

続きまして、第86号議案「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」、第87号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正について」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第86号議案「名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について」をご説明いたします。生涯学習センターについては、行政評価において施設のあり方の見直しが必要とされたことから、行政ニーズに応じた他用途への転用について検討してまいりました。このような状況のもと、喫緊の行政課題である不登校対策として、子ども適応相談センターの適応指導教室事業を市南部方面で実施するための施設が必要であったことから、南生涯学習センターの料理室を廃止し、同事業に活用できるよう改修いたします。

続きまして、第87号議案「名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の一部改正について」をご説明いたします。本市では、自然環境の下におけるスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、市民の心身の健全な発達に寄与するため、野外スポーツ・レクリエーションセンターとして、志段味スポーツランド及び武豊野外活動センターの2施設を設置しております。武豊野外活動センターについては、行政評価により施設の廃止と武豊町への売却を検討してまいりました。その結果、武豊町に一部売却するなど、土地の有効活用についての方針が定まったため、本改正により、武豊野外活動センターを廃止するものです。よろしくご審議をお願いします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

かねてより議論、視察してきて件ですね。特にご意見もないようですので、第86号、87号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第88号議案「平成25年度補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野企画経理課長)

第88号議案「平成25年度補正予算について」説明させていただきます。予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。2ページをご覧ください。「歴史の里整備事業用地の取得」でございます。守山区上志段味地区に残る古墳群と豊かな自然を活用した歴史の里整備事業につきましては、現在、当初予算でお認めいただいた基本計画の策定を行っているところでございますが、今回の補正予算では、名古屋市土地開発公社が先行取得している用地の一部につきまして、同公社からの買い戻しを実施するものです。3ページの参考資料をご覧ください。昨年度の2月補正予算におきまして、斜線でお示ししました北側の用地32,860㎡の土地購入費を計上し、その後、今年度に入り取得いたしました。今回の補正予算では、国の交付金を活用することで、残りの南側の用地21,402㎡のうち、色塗りをした部分の13,660㎡を公社から買い戻すものでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

この件も昨年末に視察させていただいていますね。特にご意見もないようですので、第88号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第89号議案「契約の締結について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤学校整備課長)

第89号議案「契約の締結について」ご説明いたします。この議案は、吉根中学校新築の本体工事の請負契約にかかるものでございます。吉根中学校は、周辺の宅地開発に伴い年々生徒数が増加し、過大規模校となる見通しとなった志段味中学校から分離し、平成27年4月の開校をめざして、新設するものでございます。本体工事請負契約の締結については、11月市会に上程されるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市長より教育委員会に意見が求められているものでございます。契約事務は財政局により執り行われ、一般競争入札でご覧のと通りの事業者が選定、仮契約されております。契約金額は16億6950万円、完成は平成27年3月13日でございます。お手元の資料の2ページ以降は、市長からの意見聴取依頼文と、参考資料として建設の概要及び図面を添付いたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

先日、下志段味小学校を視察させていただきました。下志段味小学校はどんどん増えると聞きました。吉根中学校は平成27年度開校時が19クラスとなっておりますが、平成28年度以降はいかがですか。

(坪井施設計画室長)

現時点で平成31年度においては、志段味中学校は22学級、吉根中学校は23学級になるのではないかと考えています。

(野田委員長)

新しく建てる吉根中のほうは、あまり増えないが、志段味中は、まだまだ増えるということですね。

(坪井施設計画室長)

土地区画整理の進捗状況によりますと、吉根中学校のエリアは収束に向かっておりますが、志段味中学校のエリアは、今後も区画整理事業が進んでいきますので、まだ増えていきます。

(野田委員長)

下志段味は志段味中の学区ということですね。

図面がついていますが、目玉となる設備はありますか。

(五味澤学校整備課長)

資料7ページをご覧ください。中庭がございますが、学校のいろいろな所から出られるようになっていきます。資料10ページのように、中庭を臨む造りとなっております。

もう1点ですが、7ページをご覧ください。ちょっとした工夫ですが、昇降口のうえにひさしがございます。災害が起こった際などに、緊急物資などを搬入するときに、ひさしがあったほうが便利だろうということで設置しました。昇降口の隣に避難者支援室というボランティアさんが活動できる部屋を設けております。その他、体育館や格技場は棟が別れており、避難者の方がいらっしゃるなかで学校を再開する際に、区分的にスペースが分けられるようになっております。こういったところが主な特徴でございます。

(野田委員長)

災害時に対応した工夫がされていることが分かりました。あと10ページを見ますと、土地が正方形でない丸い形のなかで工夫され、中庭が整備されたことがわかります。

他にご意見もないようですので、第89号議案につきましては、原案どおり可決し

てよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第90号議案「財産の処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤学校整備課長)

第90号議案「財産の処分について」ご説明いたします。土地を売り払うにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があります。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。この土地は、守山区の志段味西小学校におきまして、学校のすぐ東側に東名高速道路があり、騒音等による学習環境を改善するため、その移転用地として平成8年度から平成10年度の3カ年で、土地開発公社により用地の先行取得を行いました。しかし、その後の高速道路の舗装改良や遮音壁改修などにより騒音等の環境が改善されたため、平成15年度に移転を取りやめ、土地を公社から買い戻すとともに全庁的に活用策を協議、調整しましたが、公的利用の見込みがないと判断され売却対象となったものでございます。今回、この約14,200平方メートルの土地の売り払いにつきまして9月に一般競争入札を行った結果、8億1,768万円でミサワホーム東海株式会社が落札し、売買仮契約を締結しましたので、財産の処分について議案を提出させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第90号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第91号から97号議案を議題といたしますが、教育スポーツ協会事務局長につきましては、従事する業務と関係する議案がありますので、退室してください。

【協会事務局長の退室】

(野田委員長)

それでは、まず、第91号、92号議案の「指定管理者の指定について」の2件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草生涯学習課長)

第91号議案につきまして、ご説明させていただきます。中村生涯学習センター始め3館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。今回、指定管理者として指定いたしますのは、平成26年度より新たに指定管理者制度を導入いたします、中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター及び名東生涯学習センターの3施設でございます。候補者の選定にあたりましては、名古屋市生涯学習センター条例及び同条例施行規則に基づいて公募を行い、応募がありました11者、延べ20者について、指定管理者選定委員会を開催し、審査を重ねてまいりました。指定管理者選定委員会は、外部委員4名、内部委員1名で構成され、条例に定める選定基準である平等利用の確保、施設の設置目的の効果的達成、管理経費の縮減、物的及び人的能力などについて書類審査及びヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。この結果、中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター及び名東生涯学習センターの3施設は公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を指定管理者として選定し、11月市会に議案として上

程しようとするものでございます。

続きまして、第92号議案につきまして、ご説明させていただきます。平成26年度より新たに指定管理者制度を導入いたします女性会館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。候補者の選定にあたりましては、名古屋市女性会館条例及び同条例施行規則に基づいて公募を行い、応募がありました2者について、指定管理者選定委員会を開催し、審査を重ねてまいりました。指定管理者選定委員会は、外部委員5名で構成され、条例に定める選定基準である平等利用の確保、施設の設置目的の効果的達成、管理経費の縮減、物的及び人的能力などについて書類審査及びヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。この結果、アイ・コニックグループを指定管理者として選定し、11月市会に議案として上程しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第91号、92号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第93号から97号議案の「指定管理者の指定について」の5件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪主幹)

第93号議案から第97号議案につきまして、ご説明させていただきます。枇杷島スポーツセンターを始めとした14施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員

会のご意見をお聞きするものでございます。今回、指定管理者として指定いたしますのは、今年度末に指定期間が終了いたします枇杷島S Cはじめ6スポーツセンター、黒川スポーツトレーニングセンター、瑞穂運動場、志段味スポーツランド、鳴海プールはじめ5つの温水プール、の併せて14施設でございます。第93号議案が枇杷島スポーツセンターはじめ6スポーツセンター、94号議案が黒川S T C、95号議案が瑞穂運動場、96号議案が志段味S L、97号議案が鳴海プールはじめ5温水プールの指定に係るそれぞれの議案でございます。一覧にしておりますので、その次の参考資料「名古屋市スポーツ施設指定管理者の候補者について」をご覧ください。候補者の選定にあたりましては、名古屋市体育館条例始め関係条例及び規則に基づいて公募を行い、応募がありました12者、延べ40者について、指定管理者選定委員会を開催し、審査を重ねてまいりました。指定管理者選定委員会は、外部委員5名で構成され、条例に定める選定基準である、平等利用の確保、施設の設置目的の効果的達成、管理経費の縮減、物的及び人的能力などについて書類審査及びヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。この結果、枇杷島・中村・名東・中スポーツセンター、黒川スポーツトレーニングセンター、瑞穂運動場、南陽・山田西・富田北プールの9施設は公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を、緑スポーツセンター、志段味スポーツランド、香流橋プールの3施設は株式会社J P Nを、昭和スポーツセンターは愛知スイミング・大成共同事業体を、鳴海プールはシンコースポーツ株式会社を指定管理者の候補者として選定し、11月市会に議案として上程しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

特にご意見もないようですので、第93号から97号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。教育委員会臨時会を終了いたします。

午後2時31分終了